入札者に対する指示書
（物品・役務：競争契約）

令和８年１月１日

西日本高速道路株式会社

みち、ひと・・・未来へ。
NEXCO
西日本

目次

1. はじめに.....1
1.1. 目的.....1
1.2. 競争参加資格不適格者.....1
1.3. 取引停止期間の考え方.....2
1.4. 入札の辞退.....2
1.5. 不正行為.....2
1.6. 調査等への協力.....2
1.7. NEXCO 西日本の社員への面会等.....2
1.8. 使用する言語.....2
1.9. その他.....2
2. 入札.....3
2.1. 入札(一般競争入札の場合).....3
2.1.1. 入札者を拘束する書類.....3
2.1.2. 入札参加者の義務等.....3
2.1.3. 入札前の調査等.....3
2.1.4. 仕様書等に関する質問.....3
2.1.5. 入札書等の様式.....3
2.1.6. 入札書の作成方法.....4
2.1.7. 入札書の提出の方法.....5
2.1.8. 入札の辞退.....5
2.1.9. 公正な入札の確保.....5
2.1.10. 入札の取り止め等.....5
2.1.11. 入札の無効.....6
2.1.12. 開札の注意事項.....6
2.1.13. 再度入札.....6
2.2. 入札(条件付一般競争入札の場合).....7
2.2.1. 入札者を拘束する書類.....7
2.2.2. 入札参加者の義務等.....7
2.2.3. 入札前の調査等.....7
2.2.4. 仕様書等に関する質問.....7
2.2.5. 入札書等の様式.....7
2.2.6. 入札書の作成方法.....8
2.2.7. 入札書の提出の方法.....9
2.2.8. 入札の辞退.....9
2.2.9. 公正な入札の確保.....9
2.2.10. 入札の取り止め等.....9
2.2.11. 入札の無効.....9
2.2.12. 開札の日時、場所及び注意事項.....10

2.2.13. 再度入札 10
3. 開札 11
3.1. 開札（価格落札方式の場合） 11
3.1.1. 開札の方法 11
3.1.2. 落札者の決定 11
3.1.3. 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定 11
3.1.4. 不落札後の随意契約 12
3.2. 開札（総合評価落札方式の場合） 13
3.2.1. 開札の方法 13
3.2.2. 落札者の決定 13
3.2.3. 同評価値の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定 13
3.2.4. 不落札後の随意契約 14
4. 契約 15
4.1. 契約上の注意事項 15

適用すべき箇所について

この指示書のうち、入札公告・入札説明書に記載の内容に応じて、適用する箇所を読み、入札に参加してください。適用する箇所については以下の表のとおりとなります。

表における着色凡例

共通条文　　：全ての発注において、適用する条文です。

●●による選択条文　：入札公告・入札説明書の記載内容に応じて選択し、適用する条文です。

●●の場合の追加条文：入札公告・入札説明書の記載内容に応じて追加し、適用する条文です。

1. はじめに	共通条文
	1.1～1.9（p.1～p.2）

2. 入札	入札方式による選択条文	
	一般競争入札	条件付一般競争入札
	2.1.1～2.1.13（p.3～p.6）	2.2.1～2.2.13（p.7～p.10）

3. 開札	落札決定の方法による選択条文	
	価格落札方式	総合評価落札方式
	3.1.1～3.1.4（p.11～p.12）	3.2.1～3.2.4（p.13～p.14）

4. 契約	共通条文
	4.1（p.15）

本文

1. はじめに

1.1. 目的

この指示書は、西日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 西日本」という。)が発注する物品・役務の契約における入札の円滑な遂行と契約の適正な履行を図るために必要な事項について入札に参加する者に指示することを目的とします。

1.2. 競争参加資格不適格者

NEXCO 西日本の西日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成 17 年細則第7号)第6条の規定に基づき、競争参加資格不適格者に該当すると認められた入札者は、当該調達の入札手続に参加することはできません。

西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（抄）

（契約不適格者）

第６条　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を契約の相手方としてはならない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）

二　破産者で復権を得ない者

三　経営状態が著しく不健全である者

四　裁判所その他の公的紛争処理機関に係属している事件（規程第２条に定める契約に係るものに限る。）の相手方であり、かつ、当該事件における契約違反の有無その他の対立する利害の重大性を勘案して取締役が契約の相手方として不適当であると特に認めた者

五　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する又はこれに準ずる者として公共工事等からの排除要請が行われ、その状態が継続している者

六　調達の公平性及び信頼性を阻害する等契約の相手方として不適当であると認められる者

２　契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実の確認後３年以内で要領に定める期間中、契約の相手方としてはならない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　会社に提出した書類に虚偽の記載をした者

七　その他会社に著しい損害を与える等、契約の相手方とすることが不適当と認められる者

八　前各号の一の規定により契約の相手方としない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

３　契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人とさせないことができる。

↑目次に戻る

1.3. 取引停止期間の考え方

競争参加資格確認申請書の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの間に NEXCO 西日本から取引停止の措置を受けた者は、入札に参加することはできません。仮に入札を行った場合でも当該入札は無効とします。

1.4. 入札の辞退

競争参加資格確認申請書を提出した後に、入札を辞退する場合は入札辞退届を提出しなければなりません。

なお、入札書を提出した後の辞退は認められません。錯誤（桁間違い等）、積算ミス又は仕様書等の認識不足等により入札金額を誤記入した場合などいかなる理由を問わず、入札の辞退又は入札書の差替え等は一切認めることなく、当該入札は有効な入札として取り扱います。その結果、落札者となった場合に当該契約を辞退すると、基本的に取引停止となるので注意してください。

1.5. 不正行為

入札者（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、本競争入札に関し、指示書別紙1の「誓約事項」を遵守してください。また、入札者において、入札に関して不正があると疑われる事象に接した場合は、以下のいずれかの連絡先へ通報してください。

（1）入札公告・入札説明書に記載する担当部署

（2）NEXCO 西日本コンプライアンス通報・相談窓口

https://corp.w-nexco.co.jp/corporate/compliance/

1.6. 調査等への協力

入札に際して単価表等の内容から公正な入札の執行に関し疑義が生じた場合、あるいは不正行為等の疑いがあると NEXCO 西日本が認めた場合は別途、ヒアリング・資料の提出等を求める場合があります。入札者は、NEXCO 西日本の要請に対し、真摯かつ適切に対応してください。

1.7. NEXCO 西日本の社員への面会等

入札に際して入札手続が完了するまでは NEXCO 西日本の社員への面会等を控えてください。

1.8. 使用する言語

契約書類に使用する言語は、日本語とします。

1.9. その他

本指示書及び仕様書等に掲げるもののほか、NEXCO 西日本に提出する書類については、NEXCO 西日本所定の様式によらなければなりません。

2.　入札

2.1.　入札（一般競争入札の場合）

2.1.1. 入札者を拘束する書類

入札者は、以下の書類に拘束されるものとします。

（1）NEXCO 西日本が入札者へ配布する書類（以下「入札関係書類」という。）

イ）　入札公告・入札説明書

ロ）　入札者に対する指示書

ハ）　契約書案（以下「契約書」という。）

ニ）　契約書第1条に規定する仕様書等（以下「仕様書等」という。）

ホ）　追録その他これらを補足する書類

（2）入札者が NEXCO 西日本へ提出する書類

イ）　競争参加資格確認申請書

ロ）　競争参加資格確認資料

ハ）　業務提案書（業務提案書を提出する場合のみ）

ニ）　【単価契約の場合】

単価表（NEXCO 西日本が入札者に配布した単価表（単価及び金額が記載されていないもの）及び入札者が NEXCO 西日本に提出した単価表（単価及び金額が記載されているもの））

ホ）　入札書

ヘ）　入札関係書類に基づき、入札者が NEXCO 西日本へ提出する書類

2.1.2. 入札参加者の義務等

（1）入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、入札公告・入札説明書に記載された入札書提出の期限、場所及び方法により、入札書などの必要書類を提出しなければなりません。

（2）入札参加者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができません。

2.1.3. 入札前の調査等

入札者は、入札前に入札関係書類及び契約に関するその他の資料について十分調査するものとします。なお、契約履行箇所を調査しようとするときは、入札公告・入札説明書に定める契約担当部署に連絡の上、その指示に従わなければなりません。

2.1.4. 仕様書等に関する質問

（1）仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第8号）により入札公告・入札説明書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとします。

（2）前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに入札情報公開システムにより回答するものとします。

2.1.5. 入札書等の様式

（1）入札書の様式は、様式第1号のとおりとします。

（2）【単価契約の場合】

単価表の様式は、様式第4号のとおりとします。

（3）【単価契約の場合】

提出する単価表は、入札金額に対応するものとし、NEXCO 西日本が入札者に配布した単価表（単価及び金額が記載されていないもの）に、単価、数量等を記載するものとします。

（4）【単価契約の場合】

単価表は、原則として電磁的記録を格納した電磁的記録媒体（DVD-R又は CD-R）で提出するものとしますが、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとします。

2.1.6. 入札書の作成方法

（1）入札書の作成は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければなりません。

イ） 入札書の記載数字は、算用数字を用いるものとします。

ロ） 【総価契約の場合】

入札金額は、入札関係書類により積算するものとします。なお、入札書の提出期限の前日までにNEXCO 西日本が交付した仕様書等を修正したときは、訂正後の仕様書等に基づき積算するものとする。

ハ） 【単価契約の場合】

入札金額は、入札関係書類により積算するものとし、各項目の単位当たりの税抜き単価に予定数量を乗じた価格の総価を記載してください。なお、入札書の提出期限の前日までに、NEXCO 西日本が交付した仕様書等を修正したときは、訂正後の仕様書等に基づき積算するものとします。

ニ） 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載してください。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とします。

（2）入札者が入札書を作成する場合の注意点は以下のとおりとします。

イ） 入札者とは、当該調達における入札及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の名義人をいいます。なお、入札者が法人である場合は、当該法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者を入札者といいます。

ロ） 入札書は、契約書作成に用いる入札者の職印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、入札者の署名をもって代えることができます。

ハ） 入札者が入札書を作成する場合は、開札への立ち会いや再度入札などの入札手続についても入札者が行うものとする。

（3）代理人が入札書を作成する場合の注意点は以下のとおりとします。

イ） 代理人とは、入札者から当該調達における入札に係る権限を委任された者をいいます。なお、入札者が法人である場合は、入札者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人としてください。

ロ） 入札書は、代理人の私印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、代理人の署名をもって代えることができます。

ハ） 代理人が入札書を作成する場合は、入札者から代理人に対する権限委任を証明する委任状を作成し、提出してください。（様式第1号下段参照）

ニ） 委任状は、契約書作成に用いる入札者の職印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、入札者の署名をもって代えることができます。

ホ） 代理人が入札書を作成する場合は、開札への立ち会いや再度入札などの入札手続についても当該代理人が行うものする。なお、代理人の変更や復代理人の選定は認めません。

2.1.7. 入札書の提出の方法

（1） 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取下げをすることができません。また、入札の辞退を行うこともできません。

（2） 入札参加者は、二重封筒を用いて、入札書を中封筒に入れた上封印し、入札公告・入札説明書に定める契約担当部署に提出しなければならない。この場合において、中封筒には入札者名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒には入札件名、入札者名を記載の上「入札書在中」と朱筆するものとします。

（3） 郵送により入札書を提出したが提出期限までに送達されない場合、当該入札書は無効とします。

2.1.8. 入札の辞退

（1） 入札を辞退しようとする者は、入札書提出の期限前に入札辞退書（様式第3号）を提出しなければなりません。また、2.1.13 に規定する再度入札を辞退する者も、入札辞退届を提出しなければなりませんが、辞退の理由は明らかにする必要はありません。

（2） 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けません。

2.1.9. 公正な入札の確保

（1） 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（2） 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

（3） 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（4） 入札者は、公正な入札の確保を図るため、指示書別紙2に示す事項を遵守することを誓約した上で入札に参加または代理人を入札に参加させなければなりません。

2.1.10. 入札の取り止め等

NEXCO 西日本は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができます。

2.1.11. 入札の無効

（1）次の各号の一に該当する場合は、入札書を無効とします。

イ） 入札金額が訂正してある場合

ロ） 入札者の記名、押印（外国人又は外国法人にあっては、入札者の署名をもって代えることができる。）が欠けている場合

ハ） 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により、意思表示が不明確な場合

ニ） 入札書に条件が付されている場合

ホ） 同一入札者の入札書が2通以上投入（提出）されている場合

ヘ） 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札されている場合

ト） 前各号に掲げる場合のほか、NEXCO 西日本の指示に違反し、又は入札書に関する必要な条件を具備していない場合

（2）次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とします。なお、この場合は、再度入札に参加することができません。

イ） 入札公告・入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札

ロ） 入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札

ハ） 同一事項の入札について、入札参加者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

ニ） 明らかに連合によると認められる入札を行った場合

ホ） 社員の職務の執行を妨害して入札を行った場合

ヘ） 前各号に掲げる場合のほか、NEXCO 西日本の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない場合

2.1.12. 開札の注意事項

（1）入札参加者は、開札に立ち会う場合は、名刺等本人確認ができるものを持参し、必要な審査を受けなければなりません。ただし、開札の日時を過ぎた場合及び本人確認ができるものを持参しなかった場合は、開札の会場に入ることはできません。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができます。

（2）開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない NEXCO 西日本の社員を立ち会わせて開札を行います。

2.1.13. 再度入札

（1）開札の結果、契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、当初と同じ入札者によって、1回を限度として再度入札を行い、3.1.2 又は 3.2.2 の規定のうち第1回の開札と同様の措置により落札者を決定する。ただし、直ちに再度入札を行うことができない場合は、NEXCO 西日本が指定する日において再度入札を行う。

（2）再度入札を行うこととなった場合、第1回の開札に立ち会わない者は、NEXCO 西日本からの再度入札への参加意思確認の連絡に対し直ちに参加意思の有無を明らかにしなければならない。

2.2. 入札（条件付一般競争入札の場合）

2.2.1. 入札者を拘束する書類

入札者は、以下の書類に拘束されるものとします。

（1）NEXCO 西日本が入札者へ配布する書類（以下「入札関係書類」という。）

イ） 入札公告・入札説明書

ロ） 入札者に対する指示書

ハ） 契約書案（以下「契約書」という。）

ニ） 契約書第1条に規定する仕様書等（以下「仕様書等」という。）

ホ） 追録その他これらを補足する書類

（2）入札者が NEXCO 西日本へ提出する書類

イ） 競争参加資格確認申請書

ロ） 競争参加資格確認資料

ハ） 業務提案書（業務提案書を提出する場合のみ）

ニ） 【単価契約の場合】

単価表（NEXCO 西日本が入札者に配布した単価表（単価及び金額が記載されていないもの）及び入札者が NEXCO 西日本に提出した単価表（単価及び金額が記載されているもの））

ホ） 入札書

ヘ） 入札関係書類に基づき、入札者が NEXCO 西日本へ提出する書類

2.2.2. 入札参加者の義務等

（1）入札者又はその代理人（以下「入札参加者」という。）は、入札公告・入札説明書に記載された入札書提出の期限、場所及び方法により、入札書などの必要書類を提出しなければなりません。

（2）入札参加者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができません。

2.2.3. 入札前の調査等

入札者は、入札前に入札関係書類及び契約に関するその他の資料について十分調査するものとします。なお、契約履行箇所を調査しようとするときは、入札公告・入札説明書に定める契約担当部署に連絡の上、その指示に従わなければなりません。

2.2.4. 仕様書等に関する質問

（1）仕様書等に関する質問がある場合には、質問書（様式第8号）により入札公告・入札説明書に示す契約担当部署へ質問提出期間内に提出するものとします。

（2）前項により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに入札情報公開システムにより回答するものとします。

2.2.5. 入札書等の様式

（1）入札書の様式は、様式第1号のとおりとします。

（2）【単価契約の場合】

単価表の様式は、様式第4号のとおりとする。

（3）【単価契約の場合】

提出する単価表は、入札金額に対応するものとし、NEXCO 西日本が入札者に配布した単価表（単価及び金額が記載されていないもの）に、単価、数量等を記載するものとする。

（4）【単価契約の場合】

単価表は、原則として電磁的記録を格納した電磁的記録媒体（DVD-R又は CD-R）で提出するものとしますが、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

2.2.6. 入札書の作成方法

（1）入札書の作成は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければなりません。

イ） 入札書の記載数字は、算用数字を用いるものとします。

ロ） 【総価契約の場合】

入札金額は、入札関係書類により積算するものとします。なお、入札書の提出期限の前日までにNEXCO 西日本が交付した仕様書等を修正したときは、訂正後の仕様書等に基づき積算するものとする。

ハ） 【単価契約の場合】

入札金額は、入札関係書類により積算するものとし、各項目の単位当たりの税抜き単価に予定数量を乗じた価格の総価を記載してください。なお、入札書の提出期限の前日までに、NEXCO 西日本が交付した仕様書等を修正したときは、訂正後の仕様書等に基づき積算するものとします。

ニ） 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載してください。なお、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とします。

（2）入札者が入札書を作成する場合の注意点は以下のとおりとします。

イ） 入札者とは、当該調達における入札及び契約に係る権限を有している者であり、契約を締結する契約の名義人をいいます。なお、入札者が法人である場合は、当該法人の代表者に限らず、事業部、支社、営業所の長等も含め、契約を締結する権限を有する者を入札者といいます。

ロ） 入札書は、契約書作成に用いる入札者の職印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、入札者の署名をもって代えることができます。

ハ） 入札者が入札書を作成する場合は、開札への立ち会いや再度入札などの入札手続についても入札者が行うものとする。

（3）代理人が入札書を作成する場合の注意点は以下のとおりとします。

イ） 代理人とは、入札者から当該調達における入札に係る権限を委任された者をいいます。なお、入札者が法人である場合は、入札者と恒常的な雇用関係にある社員を代理人としてください。

ロ） 入札書は、代理人の私印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、代理人の署名をもって代えることができます。

ハ） 代理人が入札書を作成する場合は、入札者から代理人に対する権限委任を証明する委任状を作成し、提出してください。（様式第1号下段参照）

ニ） 委任状は、契約書作成に用いる入札者の職印をもって作成するものとします。なお、外国人又は外国法人にあっては、入札者の署名をもって代えることができます。

ホ） 代理人が入札書を作成する場合は、開札への立ち会いや再度入札などの入札手続についても当該代理人が行うものする。なお、代理人の変更や復代理人の選定は認めません。

2.2.7. 入札書の提出の方法

（1） 入札参加者は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取下げをすることができません。また、入札の辞退を行うこともできません。

（2） 入札参加者は、二重封筒を用いて、入札書を中封筒に入れた上封印し、入札公告・入札説明書に定める契約担当部署に提出しなければならない。この場合において、中封筒には入札者名、入札件名及び開札日時を表記し、表封筒には入札件名、入札者名を記載の上「入札書在中」と朱筆するものとします。

（3） 郵送により入札書を提出したが提出期限までに送達されない場合、当該入札書は無効とします。

2.2.8. 入札の辞退

（1） 入札を辞退しようとする者は、入札書提出の期限前に入札辞退書（様式第3号）を提出しなければなりません。また、2.2.13 に規定する再度入札を辞退する者も、入札辞退届を提出しなければなりませんが、辞退の理由は明らかにする必要はありません。

（2） 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けません。

2.2.9. 公正な入札の確保

（1） 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（2） 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

（3） 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（4） 入札者は、公正な入札の確保を図るため、指示書別紙2に示す事項を遵守することを誓約した上で入札に参加または代理人を入札に参加させなければなりません。

2.2.10. 入札の取り止め等

NEXCO 西日本は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められたときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができます。

2.2.11. 入札の無効

（1）次の各号の一に該当する場合は、入札書を無効とします。

イ） 入札金額が訂正してある場合

ロ） 入札者の記名、押印（外国人又は外国法人にあっては、入札者の署名をもって代えることができる。）が欠けている場合

ハ） 誤字、脱字（数字の脱落を含む。）等により、意思表示が不明確な場合

ニ） 入札書に条件が付されている場合

ホ） 同一入札者の入札書が2通以上投入（提出）されている場合

ヘ） 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札されている場合

ト） 前各号に掲げる場合のほか、NEXCO 西日本の指示に違反し、又は入札書に関する必要な条件を具備していない場合

（2）次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とします。なお、この場合は、再度入札に参加することができません。

イ） 入札公告・入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札

ロ） 入札に参加するために必要な書類に虚偽の記載をした者の入札

ハ） 同一事項の入札について、入札参加者が他の入札者の代理をしていると認められる場合

ニ） 明らかに連合によると認められる入札を行った場合

ホ） 社員の職務の執行を妨害して入札を行った場合

ヘ） 前各号に掲げる場合のほか、NEXCO 西日本の指示に違反し、又は入札に関する必要な条件を具備していない場合

2.2.12. 開札の日時、場所及び注意事項

（1）入札参加者は、開札に立ち会う場合は、名刺等本人確認ができるものを持参し、必要な審査を受けなければなりません。ただし、開札の日時を過ぎた場合及び本人確認ができるものを持参しなかった場合は、開札の会場に入ることはできません。なお、立ち会いは、入札書を作成した入札参加者のみ行うことができます。

（2）開札に立ち会う入札参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない NEXCO 西日本の社員を立ち会わせて開札を行います。

（3）開札の立ち会いにあたっては、2.2.13 に示す再度入札を実施する場合に備え、次に示す書類等を持参してください。

イ） 再度入札に使用する予備の入札書

ロ） 当初の入札書作成に使用した印鑑

2.2.13. 再度入札

（1）開札の結果、契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、当初と同じ入札者によって、1回を限度として再度入札を行い、3.1.2 又は 3.2.2 の規定のうち第1回の開札と同様の措置により落札者を決定します。

（2）第1回の開札に立ち合わない者については、第1回の入札については有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなった場合は、再度入札を辞退したものとします。

3. 開札

3.1. 開札（価格落札方式の場合）

3.1.1. 開札の方法

開札は、開札の日時に入札参加者の面前において NEXCO 西日本の社員が行います。この場合において、落札者となるべき者が決定する場合は最低入札者名及びその入札金額を、落札者となるべき者が決定しない場合は最低入札価格のみを2回朗読するものとします。

3.1.2. 落札者の決定

（1）落札者は、契約制限価格の範囲内において、最低の価格を提示した者で 2.1.11 又は 2.2.11 の規定に該当しない入札を行った者とします。

（2）契約制限価格の範囲内で最低価格の入札が、2.1.11 又は 2.2.11 の規定により無効となった場合は、NEXCO 西日本は、契約制限価格の範囲内においてその次に低い入札金額を提示した入札者を落札者となるべき者とするものとします。

（3）【単価契約の場合】
落札者となるべき者は、入札後、入札額に対応した単価表を NEXCO 西日本に提出しなければなりません。この場合において、NEXCO 西日本は、当該落札者となるべき者に対し速やかに単価表の提出を求め、当該落札者となるべき者はこれに応じるものとします。

（4）【単価契約の場合】
NEXCO 西日本は、前項により提出された単価表のうち、不合理な単価又は計算の誤りについては、その入札金額を増額することなく単価又は計算の誤りの修正を要求するものとします。また、NEXCO 西日本は、前項により提出された単価表の単価によることが不適当である場合には、入札者と協議し決定するものとします。

（5）【単価契約の場合】
前項の場合において、入札者がその要求に応じない場合若しくは当該単価協議が整わない場合は、落札者としないものとします。

（6）（1）の規定にかかわらず、落札者となるべき者の入札金額が、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその入札金額で契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、落札者となるべき者としないものとします。

（7）落札者が決定した場合は、NEXCO 西日本から落札者へ落札決定の旨を口頭で通知するものとします。

（8）落札者が消費税法の免税事業者である場合は、落札決定後直ちに免税事業者届（様式第9号）を提出しなければなりません。

3.1.3. 同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

（1）落札となるべき同価格の入札を行った者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者となるべき者を決定します。

（2）前項の場合において、当該入札を行った者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない NEXCO 西日本の社員がくじを引くものとします。

3.1.4. 不落札後の随意契約

落札者がいないとき又は再度入札に付しても契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、再度入札までの入札手続において低い入札金額を提示した入札者から順に見積書を徴取して随意契約（以下「不落随意契約」という。）を締結する場合があります。

3.2. 開札（総合評価落札方式の場合）

3.2.1. 開札の方法

開札は、開札の日時に入札参加者の面前において NEXCO 西日本の社員が行います。この場合において、落札者となるべき者が決定する場合は最高評価値者名及びその評価値を、落札者となるべき者が決定しない場合は最低入札価格のみを2回朗読するものとします。

3.2.2. 落札者の決定

（1）落札者は、契約制限価格の範囲内において、NEXCO 西日本にとって最も有利な価格及びその他の条件を提示した者で、2.1.11 又は 2.2.11 の規定に該当しない入札を行った者とします。

（2）契約制限価格の範囲内で評価値の最も高い入札が 2.1.11 又は 2.2.11 の規定により無効となった場合は、NEXCO 西日本は、契約制限価格の範囲内においてその次に高い評価値の入札を行った入札者を落札者となるべき者とするものとします。

（3）【単価契約の場合】
落札者となるべき者は、入札後、入札額に対応した単価表を NEXCO 西日本に提出しなければなりません。この場合において、NEXCO 西日本は、当該落札者となるべき者に対し速やかに単価表の提出を求め、当該落札者となるべき者はこれに応じるものとします。

（4）【単価契約の場合】
NEXCO 西日本は、前項により提出された単価表のうち、不合理な単価又は計算の誤りについては、その入札金額を増額することなく単価又は計算の誤りの修正を要求するものとします。また、NEXCO 西日本は、前項により提出された単価表の単価によることが不適当である場合には、入札者と協議し決定するものとします。

（5）【単価契約の場合】
前項の場合において、入札者がその要求に応じない場合若しくは当該単価協議が整わない場合は、落札者としないものとします。

（6）（1）の規定にかかわらず、落札者となるべき者の入札金額が、その入札金額では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその入札金額で契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不適当であると認められるときは、落札者となるべき者としないものとします。

（7）落札者が決定した場合は、NEXCO 西日本から落札者へ落札決定の旨を口頭で通知するものとします。

（8）落札者が消費税法の免税事業者である場合は、落札決定後直ちに免税事業者届（様式第9号）を提出しなければなりません。

3.2.3. 同評価値の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

（1）落札となるべき同評価値の入札を行った者が2者以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者となるべき者を決定します。

（2）前項の場合において、当該入札を行った者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない NEXCO 西日本の社員がくじを引くものとします。

3.2.4. 不落札後の随意契約

落札者がいないとき又は再度入札に付しても契約制限価格の範囲内の入札が得られないときは、再度入札までの入札手続において評価値の高い入札者から順に見積書を徴取して随意契約（以下「不落随意契約」という。）を締結する場合があります。

4. 契約

4.1. 契約上の注意事項

（1）【総価契約の場合】

NEXCO 西日本は、契約締結決定の旨を書面で通知するものとします。落札者は、NEXCO 西日本所定の書式により契約書を作成し、契約締結決定の通知の翌日から起算して 14 日以内に記名押印（外国人又は外国法人にあっては、落札者の署名をもって代えることができます。以下同じ。）の上提出しなければなりません。ただし、NEXCO 西日本の書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

（2）【単価契約の場合】

NEXCO 西日本は、契約締結決定の旨を書面で通知するものとします。落札者は、NEXCO 西日本所定の書式に単価表を添付することにより契約書を作成し、契約締結決定の通知の翌日から起算して 14 日以内に記名押印（外国人又は外国法人にあっては、落札者の署名をもって代えることができます。以下同じ。）の上提出しなければなりません。ただし、NEXCO 西日本の書面による承諾を得て、この期間を延長することができます。

（3）前2項の場合において、落札者又は NEXCO 西日本が契約書に記名押印しないときは、当該契約は確定しないものとします。

（4）前項の場合において、契約締結決定通知後、正当な理由がなく落札者が記名押印しないときは当該契約が確定しなかった旨を、NEXCO 西日本が契約書に記名押印しないときはその理由を明示してその旨を、それぞれ通知します。

（5）【総価契約の場合】

（1）の契約締結後、速やかに契約金額内訳明細書（様式第5号）を提出するものとする。

（6）責任者の届は、様式第6号によるものとします。

（7）受注者は、再委任等契約の相手方に暴力団関係企業の排除に係る確約書（様式第7号）を提出させるものとします。

（8）受注者は、発注者が前項に係る確約書の確認又は提出を求めた場合、速やかに確認又は提出するための措置を採るものとします。

別紙1

誓約事項

入札者は、法令及びNEXCO西日本の諸規程等を遵守し、公正な入札契約手続きを行うことを、以下のとおり誓約すること。

一　当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を行わないこと。

イ　刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する競売入札妨害若しくは同条第2項に規定する談合又は同法第198条に規定する贈賄

ロ　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に規定する私的独占及び不当な取引制限

ハ　イ及びロに掲げる行為を行う目的で、NEXCO西日本の役員又は社員と接触すること

二　当社は、次のいずれにも該当しておらず、契約満了までの将来においても該当することはないこと。

イ　役員等（個人である場合はその者、法人にあっては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第７７号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等（個人又は法人その他の団体をいう。以下同じ。）。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等。

三　当社が前項に該当する又はその恐れがあるとする情報をNEXCO西日本が認知した場合、当社はNEXCO西日本が行う警察当局への事実確認の照会に協力すること。

四　当社は、入札に際して暴力団員等からの不当介入（不当要求、暴力的不当行為及び不当な誹謗中傷による健全な事業推進に対する妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、速やかに警察に通報して捜査上必要な協力を行うとともに、その内容を記載した書面によりNEXCO西日本に報告すること。

五　前4項のいずれかに反する事実が認められたときは、NEXCO西日本は当社を入札に参加させず、又は入札執行を延期し、若しくは取り止めることができること。また、当社が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てないこと。

以　上

別紙2

公正な入札の確保に係る誓約事項

入札者は、入札・契約手続きに関して、法令又は貴社の諸規程等を厳守し、公正な入札・契約を行うことを以下のとおり誓約します。

1　当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、次の各号に掲げる行為を行いません。

一　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する競売入札妨害若しくは同条第 2 項に規定する談合又は同法第 198 条に規定する贈賄

二　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条に規定する私的独占及び不当な取引制限

三　前二号に掲げる行為を行う目的で、貴社の役員又は社員と接触すること

四　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をすること

五　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること

六　監督又は検査の実施に当たり貴社の社員の職務の執行を妨げること

七　正当な理由がなくて契約を履行しないこと

八　貴社に提出する書類に虚偽の記載をすること

九　その他貴社に著しい損害を与えること

十　前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用すること

十一　前各号に掲げる場合のほか、法令又は貴社の諸規程等に違反するなど、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる行為

2　当社（全ての役員、社員、支配人又は使用人）は、1 に規定する不正行為がある事実を知ったときは、速やかに貴社に届け出ます。

3　当社は、貴社の定める再就職に関する規制に反して、貴社の役員又は社員であった者を受け入れません。

4　当社は、当社が 1 、2 又は 3 に違反したと認められる場合は、貴社の入札において、当社の競争参加資格が認められないことがあることについて、異議はありません。

5　当社は、当社が 1 第一号又は第二号に違反したと認められ、貴社と締結する契約書に基づき、貴社から違約金を請求された場合は、これを支払います。

6　当社は、1 又は 3 に規定する不正行為等の疑いがあると貴社が認めるときは、貴社の要請に基づき、ヒアリング、資料の提出等に協力します。

7　この誓約に関し当社と貴社の間に紛争が生じ、協議が整わなかったときは、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とし、調停又は訴訟により解決を図るものとします。

以　上